

令和7年4月
農業委員会議事録

開催日：令和7年4月25日（金）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時56分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 7年 4月25日 (金)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	三ツ木 宗 一	出	8	豊 田 佳 樹	出
2	石 塚 健 造	出	9	小 林 博	出
3	田 口 勲	出	10	中 島 満	出
4	坂 卷 慎 一	出	11	瀬 尾 守	出
5	白 鳥 みどり	出	12	金 子 繁 雄	出
6	山 崎 保 夫	出	13	小野寺 美佐子	出
7	荻 島 元 治	出	14	山 崎 明 美	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	川 上 政 己	出	9	齋 藤 晃 一	欠
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	川 上 嘉 夫	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	須 賀 英 夫	出	13	原 田 正	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和
統括主幹 上 原 誠
主 幹 江 森 一 雄

(説明員) 開発指導課長 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時42分

9. 会議の内容

局長

皆様、おはようございます。定刻前ではございますが、皆さんそろいましたので、始めさせていただきます。本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会長

おはようございます。ご苦労さまです。いまだにお米の騒ぎをしておりますが、政府の備蓄米、3回目の入札が行われるということですが、スーパーや店舗に入荷している数がかなり少ないという話です。二、三日前、ラジオで聞いたのですが、備蓄米を、今政府が入札で放出していますが、今年の秋にはそれを回収するのだそうです。そんなニュースをラジオで言っていたのですが、普通の業者は7年度産の米を返すことができず、返すことができる業者は農協くらいではないかという話をしていました。

備蓄米は、返すという話は初めて聞いたのですが、毎年20万トンから25万トンぐらい、農協から集めた米の中から備蓄米のほうに政府に抛出というか、出すのだそうですが、今回出した分を返してくださいということらしいのです。まだ米が取れないうちから。大きな組織だったら集めた米の中から返すということができるでしょうけれども、普通の業者は返すことはできないと思います。

今農協でも、早くから米を集めるために、この中にも何人か聞かれた方がいるかと思えますけれども、価格の話が出ております。今年のコシヒカリで2万五、六千円で農協が買うような話をしています。実際それで農家の人が出すのかどうか。市場価格はもっと高いのか。今の段階では、かなり高い話をしています。今確約する人は多分いないと思います。まだ決定をしたことではないらしいので、金額はそれぐらいでどうなのかなという話はしていましたけれども、実際の金額を提示しての契約を結ぶのか、その辺はちょっと聞いていませんので、分かりません。

今回農協が2万6,000円ぐらいになれば、集積した田んぼを借りている人は1万3,000円、1反に対して支払いをすることになります。米の買い取り価格の上昇に伴い賃借料も増えるので、それも困ったものと思っております。米が高くなればなったほうがいいのですが、集積を受けている人はその分支払いも大きくなるというのが実際の現状ですので、大きくやっている人は、支払いも増えてくるというのが現状ですので、どれが一番いいのか、ちょっと分かりません。集積はコシヒカリ1袋相当分というのが規定でうたわれておりますので、使用料も高くなるというのが実際の話だそうです。

これからもうすぐ5月で田植が始まります。5月、6月、7月は平年よりは暑そうです。ただ、7月は、去年よりは温度がちょっと低いぐらいだということです。それにしても実際暑さは弱まりませんので、これから忙しくなりますし体調には十分気をつけて農作業、田植をやっていたいただければと思います。

言葉整いませんが、冒頭の開会の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いします。

局長

ありがとうございました。

ここで、本日の議事に入る前に、前回の会議において山崎委員から出された農地面積の質問について、事務局よりお答えします。

統括主幹

前回会議において山崎委員からありました質問に対して回答いたします。

令和5年度から令和6年度における農地の減少面積は、田7.3ヘクタール、畑3.2ヘクタール、農地合計10.5ヘクタールの減となっております。

事務局からは以上です。

局長

本日は全員出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、

統括主幹

私から13番の小野寺委員、14番の山崎委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局より説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明いたします。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は8,589平方メートルです。通作距離は2キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1万1,546平方メートルです。通作距離は1キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1万1,546平方メートルです。通作距離は1キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。

続きまして、4番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は4万8,960平方メートルです。通作距離は1キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め4名です。

以上4件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番及び4番について推進委員4番の林委員、2番及び3番について推進委員1番の小早川委員よりお願いいたします。

それでは、1番及び4番について林委員よりお願いいたします。

4番推進委員

1番及び4番の件について説明いたします。

(林委員)

4月21日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的はそれぞれ営農拡

議 長

張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

続いて、2番及び3番について小早川委員よりお願いいたします。

1番推進委員
(小早川委員)

それでは、2番、3番の件について説明します。

4月21日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

以上、報告いたします。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

中島委員。

10番委員
(中島委員)

4番の案件に関連して、ちょっと参考というか、勉強のために質問させていただきたいと思います。

4番の譲受人は、有限会社●●さんということで、農業法人かと思えますけれども、私前に聞いたところによると、法人が農地を取得する場合、農地所有適格法人でなければ取得できないという話を聞いたことがあるのですけれども、農地所有適格法人の定義について参考に教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

議 長
主 幹

事務局。

今中島委員からご質問がありました農地所有適格法人につきましては、耕作を目的として農地の権利を取得できる法人、農地法に規定された要件を満たす法人を指しております。簡単にいいますと、農地を借りたり所有できる法人というのが農地法上あるのですけれども、一般の法人は借りることはそれほどハードルは高くないのですけれども、農地所有適格法人は所有をしますので、かなりハードルが高い法人になっています。

要件としましては、基本的には個人の農家さんの場合と同じです。

農地を全て効率的に利用したり、一定の面積を経営したり、あとは周辺の農地の利用に支障がないような、そういった要件があるのですが、さらに農地所有適格法人の場合は法人形態がまず株式会社、今回●●さんは有限会社なのですけれども、かなり前に有限会社の資格を取っているのです、その株式会社の資格は持っております。あと事業内容につきましては、主たる事業が農業、売上げの過半が農業でないと駄目です。議決権というのがございまして、農業関係者が議決権の過半を占める。あと、役員要件がございまして、役員の半分以上が農業に150日以上従事していないとならない。農業というのは広い意味での農業になりまして、農作業だけではなくて、会社の農業のチラシを作ったり、そういったのも農業に入ります。最後に、役員もしくは重要な使用人の1人以上が農作業に従事しているという要件が必要になります。これは、例えば役員さんの1人が年間60日以上農作業、本当に耕作とか、そういった作業をしていないといけないという要件がございまして。なおかつ農地所有適格法人になると、事業が終わった後3か月以内に農業委員会の方に事業報告書を提出してもらっております。

以上でございます。

議長
10番委員
(中島委員)

いかがですか。

今回のこの案件については、今までも農地を取得しているのか、あるいは今回が初めての申請なのか、それについてお伺いしたいと思います。

主幹

お答えします。

●●さんは、今回が初めて農地を取得することになっております。

以上です。

議長
全員
議長

ほかに。

なし。

ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。
続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明いたします。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は貸駐車場です。転用理由といたしまして、申請地近くの法人2社及び個人3名の方から駐車場として貸してほしいとの強い要望があり、路上駐車等の解消及び駐車スペースに困っている方に協力できればと考え、申請に及んだものです。なお、駐車スペース以外の余地については、申請者が所有する農業用機械を駐車する予定です。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は貸駐車場です。転用理由といたしまして、申請地近くの住民から自動車を所有したいが、駐車スペースがないため、駐車場として貸してほしいとの強い要望があり、駐車場に困っている方に協力できればと考え、申請に及んだものです。

以上、2件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について瀬尾委員、2番について白鳥委員よりお願いいたします。

それでは、1番について瀬尾委員よりお願いいたします。

1 1 番 委 員

それでは、1番の件についてご説明いたします。

(瀬尾委員)

4月14日に現地の確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は貸駐車場でございます。東側出入り部分を除いて、周囲を既設及

議 長

び新設コンクリートブロック及びフェンスで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

5 番 委 員
(白鳥委員)

続いて、2番について、白鳥委員よりお願いいたします。

2番の件について説明します。

4月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は貸駐車場です。南側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロック及びフェンスを新設することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議 長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から8番について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から8番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、

部屋数が少なく手狭で、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は父親の所有する土地で借り受けできることになりました。また、実家にも近く、将来両親の老後の世話などお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには学校やスーパーマーケットがあり、住環境も整っていて、実家にも近く、何かあったときなどすぐに駆けつけられる等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅・車庫です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の両親の住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は実家にも近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成25年に市内に本店を置き、主に一般建築工事の設計施工を営む法人です。現在従業員の募集を行うほど業績も伸び、それに伴い資材置場及び駐車場が手狭になり、新たに資材置場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社からも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は令和2年に市内に本店を置き、主に墓石等の販売を営む法人です。現在資材置場を賃借していますが、貸主の都合により退去を求められ、新たに資材を保管管理できる資材置場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社からも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供3人、計5

人で居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になり、環境のよい戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の祖母の住まいにも程近く、将来祖母に何かあったときなどに駆けつけられる等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は親族の住まいにも程近く、子育ての支援や将来両親の老後の世話などお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くにはコンビニエンスストアやスーパーマーケットなど生活施設もあり、親族の住まいにも程近く、子育ての支援や将来両親の老後の世話など、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上、8件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議

長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番及び2番について瀬尾委員、3番及び4番について小林委員、5番及び6番について豊田委員よりお願いいたします。7番及び8番については私から説明いたします。

1 1 番 委 員

それでは、1番及び2番について瀬尾委員よりお願いいたします。

それでは、1番の件についてご説明いたします。

(瀬尾委員)

4月15日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。西側出入口部分を除いて、周囲をコンクリートブロックで囲むことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、2番の件についてご説明いたします。同じく4月15日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。南側出入口部分を除いて、北側は宅地、それ以外の周囲を既設及び新設コンクリートブロックで囲むことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続いて、3番及び4番について小林委員よりお願いいたします。

9番委員

3番の件について説明します。

(小林委員)

4月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅及び車庫です。道路面及び西側を除き、北側を新設コンクリートブロック及び木の柵で囲むことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、4番の件について説明いたします。4月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。道路接道面及び西側を除き、北側を新設木の柵で囲むことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続いて、5番及び6番について豊田委員よりお願いいたします。

8番委員

5番の件について説明します。

(豊田委員)

4月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。西側の出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、6番の件について説明します。4月16日に現地を確認

しております。申請地の現況は畑、転用目的は自己用住宅です。北側の境界部分には既存コンクリートブロックが設置されており、南東側及び西側の一部は道路に隣接しております。また、道路に隣接していない西側の境界部分にも新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続いて、7番及び8番について私から説明いたします。

7番の件について説明いたします。4月17日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続いて、8番の件について説明いたします。同じく4月17日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目は住宅です。北側出入口部分を除き、周囲を新設コンクリート及び既存コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 全 員 長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案の9番から14番について事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の4ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定
についての9番から14番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、子育てにより環境の戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は父親の所有する土地で借り受けできることになりました。申請地は実家にも近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、将来のことを見据え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の実家にも程近く、子育てや将来両親の老後の世話など、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の親族の住宅に兄弟3人で居住しておりますが、家財道具が増え、手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親や兄弟の住む住宅にも程近く、お互い困ったときなど協力し合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の親族の住宅に夫婦と子供4人、計6人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の父親の住む住宅にも程近く、お互い困ったときなど協力し合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、13番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の親族の住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭になり、環境のよい戸建て住宅の建

築を計画し、土地を探していたところ、申請地は祖母の住む住宅にも程近く、子育ての協力を得ることも可能であり、祖母に何かあったときにはすぐに駆けつけることができるなど、お互い協力し合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、14番の概要ですが、転用目的はごみ集積所です。転用理由といたしまして、譲受人は平成31年に市内に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。住宅を建築するに当たり、地元自治会長より申請地付近にはごみ集積所がないため、新たにごみ集積所を設けるよう要望があったことから計画したところ、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

以上、6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を9番及び10番について田口委員よりお願いいたします。11番から14番について石塚委員よりお願いいたします。

3 番 委 員
(田口委員)

それでは、9番及び10番について田口委員よりお願いいたします。

それでは、9番の件について説明をいたします。

4月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側及び南側部分は道路に面しており、北側及び西側は既存のコンクリートブロックが設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、10番の件について説明いたします。同じく4月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側が出入口であり、南側は新たにブロックを設置し、その他は既存でコンクリートブロックが設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

議 長
2 番 委 員
(石塚委員)

以上2件、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

続いて、11番から14番について石塚委員よりお願ひいたします。

11番の件について説明します。

4月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。道路に接する東側及び南側を除き、周囲にコンクリートブロックを新設することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、12番の件について説明します。4月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。道路に接する南側を除き、周囲にコンクリートブロックを新設することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、13番の件について説明します。4月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側は道路に接しており、南側は既設コンクリートブロックが設置されています。残りの北側及び西側はコンクリートブロックを新設することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、14番の件について説明します。4月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的はごみ集積所です。道路に接する西側以外の周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長
全 員
議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願ひます。

[挙手全員]

議長 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

議長 続きますして、報告でございます。

議長 事務局よりお願いいたします。

統括主幹 それでは、報告させていただきます。

統括主幹 議案書の5ページです。第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

統括主幹 続きますして、議案書の6ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書のとおりです。

統括主幹 続きますして、議案書の7ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、7件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書の記載のとおりです。

統括主幹 第1号報告、第2号報告及び第3号報告についての届出は、添付書類も含め完備していただきましたので、事務局長専決によりこれを受理し、通知書を交付いたしました。

統括主幹 続きますして、議案書の8ページです。第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回1件の通知がありました。内容につきましては記載のとおりです。

議長 報告事項は以上です。

議長 以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

局長 次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、5月26日月曜日、午前10時からこの会議室で行います。

局長 会長、ありがとうございました。

局長 それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。

職務代理 本日は農業委員会に出席ありがとうございます。これから春本番の

局

長

農作業が始まると思います。農作業事故、多数あるというふうに聞いております。皆さん気をつけて農作業を行ってください。来月の農業委員会出席、お願いいたします。本日はご苦労さまでした。

ありがとうございました。

本日の総会はこれにて閉会といたします。

(閉会時刻：午前10時42分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和7年 4月25日

議 長

署名委員

署名委員